

議会運営委員会記録

開会年月日	令和2年5月12日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前10時22分
出席委員名	◎上村和生 ○北村 勝 楠木宏彦 野崎隆太
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 西山則夫
	世古 明（議長）
	藤原清史（委員外議員）
欠席委員名	中山裕司
署名者	楠木宏彦 野崎隆太
担当書記	中野 諭
協議案件	1 市議会臨時会の議事日程について
	2 その他（臨時会の運営・オンライン会議について）
説明者	議会事務局長 議会事務局次長 議事係長

会議の概要

上村委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に楠木委員、野崎委員の両委員を指名決定した。

始めに「市議会臨時会の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長が別紙のとおり説明したところ、質問もなく、事務局提案のとおり決定した。

次に「その他」として、始めに「臨時会の運営」を協議し、新型コロナウイルス感染症対策として、30分に一度休憩を入れ、議場等の窓・扉等の開放、換気を実施すること、また議席の横に間仕切りを設置などの対応をすることを決定した。

次に「オンライン会議について」を議題とし、事務局説明の後、協議の結果、議会運営委員会で今後も議論していくことを決定し、オンライン会議について一度会派へ持ち帰り、次の会議において議論することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和2年5月12日

委員長

委員

委員

【5月市議会臨時会の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

本臨時会に提出されます案件は、お手元の案件表のとおり当局提出案件としまして「議案第49号」から「第58号」までの10件及び報告案件2件の合わせて12件でございます。

内訳を申し上げますと、専決事項・承認議案が3件、補正予算が3件、条例が4件、報告が2件でございます。

それではお手元の日程案を御覧ください。

5月市議会臨時会は5月14日木曜日、1日で開催いたします。

当日は午前10時に本会議を開会いたしまして、議案等説明員の報告等諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第49号」から「議案第51号」までの専決事項承認議案3件を順次上程し、それぞれ当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。

なお、採決につきましてははすべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「議案第52号」から「議案第54号」の議案3件を一括上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第55号」から「議案第58号」の議案4件を一括上程し、当局説明、質疑の後、所管常任委員会に審査付託いたします。

ここで本会議を休憩し、産業建設委員会、教育民生委員会、総務政策委員会をただいま申し上げました順序でお開き願ひ、付託案件の審査をお願いいたします。

委員会審査終了の報告を待って本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく正副委員長に御相談申し上げて決定したいと思っておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

なお、討論をされる方は、本会議が再開されるまでに討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして関係常任委員会に審査付託となっております「議案第52号外2件一括」を日程に追加し、日程順序を変更して直ちに議題とし、関係常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第55号外3件一括」を日程に追加し、日程順序を変更して直ちに議題とし、所管常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「報告第1号」及び「報告第2号」を順次上程し、それぞれ当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。

以上で本臨時会に提出の全議案を議了し、閉会となります。

以上のとおり日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

なお、会議における服装につきましては、申し合わせ事項にありますとおりクールビズとなりますので、よろしくお願いいたします。

【オンライン会議について】

オンライン会議について資料を用意しましたので説明をさせていただきます。

資料につきましては総務省自治行政局行政課長の通知、4月30日付ですが毎日新聞の記事、それからもう一つが早稲田大学マニフェスト研究所が出しております「地方議会は新型コロナにどう対応したか？」その3点になります。

それでは、それぞれ説明させていただきます。

まず始めに総務省自治行政局行政課長の通知でございますが、この内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について問い合わせがありましたことによりまして、参考のためにお知らせしますという技術的な助言であります。

内容といたしましては、問いとして「新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないか」、答えとして「議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出に当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について、必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。なお、地方自治法第113条及び第116条第1項における本会議への出席については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える」ということでございます。

それから、毎日新聞の記事でございますが、こちらは内容としましては通知にはありませんでしたが、問い合わせ先が大阪市など複数の自治体からの問い合わせがあったという話と、それから通知のことで取材に対して、今回の通知を災害時などは想定していないということで、総務省はそのような見解を示しております。

それから、大阪市議会のことが書いてありますので、大阪市議会で5月定例会で条例や会議規則の改正案が提出される見通しということですがけれども、現在のところは5月定例会のホームページを見させていただきますと、そのような議案が上がってないので、まだ確認はできておりません。

それともう一つ、早稲田大学マニフェスト研究所の資料ですけど、こちら参考として御用意させていただきましたので、また後で御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。